

資料5 吹田市環境基本条例

吹田市環境基本条例（平成9年3月31日条例5号）

平成9年3月31日
条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条—第10条）

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的な施策（第11条—第25条）

第4章 環境審議会（第26条）

附則

すこやかで心ふれあう文化のまちを理念とする本市にあって、市民のかたがたが日々安全で健康かつ快適な環境の中で文化的な生活を営めることこそ最重要課題である。

良好な環境を享受することは、市民の基本的な権利であり、このような環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに与えられた大きな使命である。

市民、事業者及び行政のすべての者が、より一層の英知と総力を結集し、協働して、環境の保全と創造に取り組み、自然との共生を図りつつ持続的に発展する吹田をめざすため、ここに市民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念と施策の基本となる事項を定めること等により、これらに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、次に定める基本理念にのっとり推進されなければならない。

- （1） 市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将

来の市民に吹田継承していくこと。

- (2) 大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持するとともに、資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築すること。
 - (3) 生態系の微妙な均衡を保つように配慮しつつ、人間と自然との共生を図ること。
- 2 前項に定めるもののほか、地球環境保全是、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、事業者及び市民の自主的かつ積極的な環境の保全及び創造に関する取組を支援する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるよう必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 公害を防止するとともに、化学物質等による環境汚染及び日照障害、電波障害等の防止に努めることにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 雑木林・緑地、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人間と自然とが共生する良好な環境を確保すること。
- (3) 安全でみどりや水に親しめる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の特性を活かした美しい都市景観の形成、歴史的文化的環境の形成等を図ることにより、快適な都市環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用等を図ることにより、地球環境保全に貢献できる社会を構築すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ吹田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

（吹田市環境白書）

第10条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした吹田市環境白書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的な施策

（環境影響評価に係る措置）

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、前項の事業者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

（環境管理の促進）

第12条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の低減について効果的に取り組めるよう、事業者が自ら行う環境管理（環境の保全に係る方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備及びこれらに関する監査の実施等をいう。）を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（規制等の措置）

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制等の措置を講ずるものとする。

（環境の保全又は創造に関する協定の締結）

第14条 市長は、他の条例に定めるもののほか、事業者の事業活動に伴う環境への負荷の低減に関する事項その他環境への配慮に関する事項について事業者と協議し、協議が整った事項について当該事業者と環境の保全又は創造に関する協定を締結することができる。

（監視等の体制の整備）

第15条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するために必要な科学技術情報の収集及び調査研究の実施並びにこれらの成果の普及に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 17 条 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに活動を行う意欲を増進するよう、環境教育及び環境学習の振興並びに広報活動の充実に関し、施設の整備及び充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 18 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的指導又は助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等との推進体制の整備)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民等とともに推進するための体制の整備に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 25 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

第 26 条 本市に、吹田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

(3) 環境の保全及び創造に関する重要事項

(4) 法令又は他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

- 5 委員は、学識経験者、市議会議員、事業者、市民及び市内の公共的団体等の代表者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を若干名置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。